（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第三十二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する」を削る。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条第二項中「製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（法第六十一条の二第四項に規定する者をいう。以下同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）」を「製錬事業者等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この省令において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（原子炉設置者のうち法第二十八条第三項に規定する発電用原子炉に係る者をいう。以下同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。

第二条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第七条中「関する事務」の下に「のうち製錬事業者等に係るもの」を加える。

様式中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の２第４項に規定する」を削り、「第３条第１項」を「第　条第　項」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第三十三条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第二十九条第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第四十四条第一項の表中「すべて」を「全て」に改める。

第六十二条中「令第三条」を「令第三条」に改める。

第七十一条中「閉塞」を「閉塞（そく）」に改める。

第七十九条第二項第一号、第八十二条第一号及び第八十五条第二項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第一及び様式第二中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の３第６項」を「、第56条の３第６項又は第64条の３第８項」に改める。

様式第四表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第五表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会」に、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第１項」を「原子力規制委員会は、第１項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の２から第27号の４まで、第28号」に改める。

様式第六中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正）

第三十四条　東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十五条　経済産業省定員規則の一部を改正する省令（平成二十四年経済産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「四、二七三人」を「四、六八〇人」に改める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省令第六十九号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力発電工作物の保安に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物の保安に関する省令

（適用範囲）

第一条　この省令は、原子力発電工作物について適用する。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。）、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「規則」という。）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）において使用する用語の例による。

（費用の負担等に関する裁定の申請）

第三条　規則第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第三十二条第一項の裁定を申請しようとする者に準用する。

（保安規程）

第四条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般電気事業又は卸電気事業の用に供するもの

二　事業用電気工作物であって、前号に掲げるもの以外のもの

2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理設備（以下「ばい煙処理設備」という。）の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について定めることをもって足りる。

一　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。